

宇都宮市防犯カメラ設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇都宮市防犯カメラ補助金交付要綱（平成27年告示第247-3号。以下「要綱」という。）第5条に規定する内容について、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 防犯カメラの設置基準は、要綱第5条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの機器は、自立柱（自治会が防犯カメラを取り付けるために立てる鋼管ポール等）又は電柱等に設置する。ただし、電柱等に共架する場合、施設管理者と協議を行い、内諾を得るものとする。
- (2) 被写体の照度が防犯カメラの最低被写体照度以上となるようにすること。屋外照度基準は、公益社団法人日本防犯設備協会が規定する技術標準 SES E 1901（防犯灯の照度基準準用）における「クラスB」（4 m先の歩行者の挙動・姿勢が分かる）に準ずる照度を確保すること。ただし、防犯上及び道路形状の理由等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 公道上の場合、設置高は、原則として地上から4.5メートル以上とする。
- (4) 道路法その他関係法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けること。

附 則

この基準は、平成27年6月30日から適用する